

社会福祉法人文京区社会福祉協議会役員等の報酬等及び

勤務条件に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人文京区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員等の報酬等及び費用弁償並びに勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 常勤の役員に対し、報酬を支給することができる。ただし、文京区職員又は協議会職員を兼ねる常勤の役員については、報酬を支給しない。

2 前項の報酬等の額は、会長が理事会の承認を経て別に定める。ただし、文京区職員で協議会に派遣を命じられた役員の報酬等に関しては、社会福祉法人文京区社会福祉協議会職員給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける協議会職員の例により支給する。

3 非常勤役員、評議員及び委員会の委員等の報酬は日額とし、会議等への出席の都度、別表1に基づき支給する。

(支給方法等)

第3条 常勤の役員の報酬等の支給方法は、給与規程の適用を受ける協議会職員の例による。

2 非常勤役員、評議員、委員会の委員等の報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第4条 役員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、社会福祉法人文京区社会福祉協議会職員旅費規程（以下「旅費規程」という。）の例によることとし、日当等の取扱いは、旅費規程別表第2中区分1のとおりとする。

3 第2条第3項の規定の適用がある場合は原則として旅費を支給しない。

4 役員の旅費は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。（勤務時間及びその他の勤務条件）

第5条 常勤の役員の勤務時間その他の勤務条件は、社会福祉法人文京区社会福祉協議会職員就業規則の適用を受ける協議会職員の例による。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

役職名	報酬日額
理事・監事・評議員	3,000円
委員会委員等	2,000円